

第3回 自由が丘駅周辺地区 交通バリアフリー推進懇談会 議事録

日時：平成 15 年 3 月 13 日（木）19：00～21：00

場所：自由が丘住区センター 2 階 第 1 会議室

< 凡例 > 参加者からの意見 ・ 目黒区からの意見

1. 開会挨拶（省略）

2. 交通バリアフリー推進基本構想案 策定プロセスの説明

3. 自由が丘駅周辺地区 基本構想案（たたき台）について説明・意見交換

(1) TMO について

TMO の設立目的、事業内容等について教えて欲しい。

- ・ J-スピリット設立（出資：商店会と区等、目的：商業の活性化）。そこで、中心市街地活性化法による基本計画を踏まえ TMO 構想を策定している。その後、区の認定を得て（H15.3 提案予定）J-スピリットが平成 15 年度以降に TMO として事業を実施する予定だ。

(2) 連続立体について

東横と大井町両線の立体化の計画について、明らかになっている事項を説明して欲しい。

- ・ H13～世田谷区と目黒区で研究を行っている。
- ・ 東横については、「都立大 自由ヶ丘 田園調布（2km）」間を対象と考えている。
- ・ 大井町線については「緑ヶ丘 自由ヶ丘 上野毛（2.8km）」間を対象と考えている。
- ・ H15.2.26 に合同会議（世田谷、目黒、都、都市公団、東急）を行い、今後、まちづくりと一体となった事業化の検討（H15 年検討スタート）について、確認を行った。
- ・ 一般に鉄道の立体化に関しては、国や東京都は、優先度 役割分担 技術的検討等について着目している。これらに照らし合わせて、東急電鉄の事業化も考える必要がある。ちなみに目蒲線（現目黒線）2.8km の立体化の場合は、約 20 年の歳月を計画から事業供用まで要した（期間の目安 計画段階 10 年・工事 10 年 = 20 年（立体化））。

(3) 駅のバリアフリー化（特定事業 3.）について

2005 年に駅エレベータの設置でなく、立体化してから駅のバリアフリー化しても良いと思う。

- ・ 立体化に時間かかるので、暫定的であってもエレベータは設置していきたい。なお公衆便所等も含めて、段階的に駅のバリアフリー化を推進していく。

(4) 歩車分離や道路の拡幅

自由ヶ丘は道が狭くても、車と歩行者は共存して歩けると思う（車のスピードは落ちる）。

歩車分離すると、歩道で歩行者と自転車が錯綜してしまう。

車が駐車しないルールを作れば良い（昼間）。

- ・ 交通バリアフリー法適用の道路を特定経路と位置づける（歩車分離、2.0m でも整備推進）。
- ・ その他の道路を主要経路と位置づける。使い方のルールを定め、バリアフリー化していきたい。

(5) 段差解消

様々な方がいるのだから、段差等施設のバリアフリー化だけにこだわらなくても良いのではないか？

基本的には、誰もが街に出やすいよう、段差を無くしていく必要がある。

(6) 主要経路

緑ヶ丘、自由ヶ丘等では、高齢者の方が外に出る機会が他より少ない。したがって主要経路を前回よりも延長した今回の構想案は歓迎できる。

(7) 世田谷区との協力

バリアフリー整備に関する世田谷区との協力体勢はどのようになっているのか？

- ・ 九品仏緑道は世田谷区の管理となっている。世田谷区は交通バリアフリー法ではなく独自の考えでバリアフリー化していくとのことで、要請があれば世田谷区の協力は得られる。
放置自転車対策に関する協力体制はどのようになっているのか？
- ・ 要請はしていないが、緑道で世田谷区の協力をいただいている。

(8) 地元への説明

個別商店会への説明をする必要があるのではないか？

TMO、振興会等へ説明してもらっている。

(9) 放置自転車対策（特定事業 1.）について

駅周辺に早く駐輪場を整備してほしい。

みずほ銀行付近をはじめとした駅周辺での放置自転車の撤去の手順を教えて欲しい。

- ・ 原則、放置禁止区域設定の際には、駐輪場整備が必要であるが、駐輪場のない自由が丘は特例的に放置禁止区域を設定している。一向に減少しないため、警告等強化（今の条例 警告 7～10日（相当期間）後撤去から当日警告 撤去）を予定している
- ・ 危険な場合等は、自転車対策係へ連絡（5722-9444）して欲しい。
- ・ 自由が丘では、1ヶ月に1回一斉撤去（他地区は3ヶ月に一度）。

(10) 福祉のまちづくり推進地区

- ・ 自由が丘等3駅は法に基づいて、他の駅や主要経路についてはH22以降も長い時間をかけてバリアフリー化を推進していく。
- ・ 他の駅も地域の声の高まりとともに地域住民と一体で取り組んでいきたい。
- ・ 緑が丘駅も昇降機の設置について検討していく予定だ。

4. 今後の予定について

- ・ 協議会等に図り、H15.3月中に構想(案)策定を予定している。
- ・ 5月20日号の区報で(案)を発表する予定である。
- ・ 3地区については、H15年度に懇談会を1～2回開催予定である。
- ・ H15年度末に構想を発表する予定である。
- ・ 構想策定後、国に提出し、事業者へ通知していく予定である。
- ・ H16以降、事業者が詳細な計画づくり。

5. 閉会挨拶（省略）

以上